

(一社)神奈川県畜産会養鶏部会規約

神奈川県畜産会養鶏部会

神奈川県畜産会養鶏部会規約

目 的

第 1 条 この会は養鶏経営の健全なる発展を図るため、経営者相互の緊密なる連繋のもとに技術および経営の研鑽と共通利益の推進を期し、経営の安定と経済的社会的地位の向上を図ることを以って目的とする。

名称及び区域

第 2 条 この会は(一社)神奈川県畜産会養鶏部会(以下「部会」という。)と称し、区域を神奈川県一円とする。

事務所の設置場所

第 3 条 この部会の事務所は、神奈川県横浜市磯子区西町14-3に置く。

事 業

第 4 条 この部会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 研修会、講習会の開催
2. 会員相互の技術及び経営の研鑽
3. 消費者宣伝、鶏卵まつり
4. 情報の交換
5. 経営に関する調査研究
6. 共通利益の推進
7. 養鶏経営に対する要望事項の実現
8. 鶏魂供養祭の実施
9. その他、目的達成に必要な事項

会 員

第 5 条 この部会は第1条の目的達成に賛同する養鶏経営者、団体を以って組織する。

賛助会員は、部会の目的に賛同し、当部会の事業の円滑な実施に協力しよう

とする者とする。

推進委員

第 6 条 この会の推進を図るため推進委員を，次の如く置く。

構成委員

部 会 長 1 名

副部長 4 名以内

推進委員 30 名以内

会計委員 若干名

第 7 条 推進委員は，全体会に於いて承認を得るものとする。

部長及副部長は推進委員の互選とする。

第 8 条 推進委員の任期は2年とする。但し，再選を妨げない。

補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条 部長はこの部会を代表し会務を総理し，副部長は部長を補佐し，部長事故あるときはその職務を代理する。

第 10 条 この部会の事務局には事務局長1名をおく。

事務局長は部長の命を受け，業務に従事する。

第 11 条 この部会に顧問をおく事が出来る。

会 議

第 12 条 この会の会議は全体会議及び推進委員会とする。全体会は通常全体会及び臨時全体会とする。通常全体会は年1回開く。臨時全体会は部長が必要と認めたとき，又は会員の2分の1以上より要請があったとき開くものとする。

第13条 次に掲げる事項は全体会の議決を経なければならない。

1. 規約の変更
2. 推進委員の選任及び解任
3. 予算及び決算
4. 会費の決定
5. その他、重要な事項

第14条 推進委員会は部会の運営に必要な事項を審議し、必要の都度部会長が招集する。

会 計

第15条 この部会の経費は会員の賦課金、分担金、賛助金及び助成金、寄附金等をもってこれにあてる。

第16条 この部会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終る。

加入脱退

第17条 この部会に加入又は脱退しようとするものは所属団体を經由し、部会長に書類を以って届出なければならない。

会員の除名

第18条 この会の名誉を傷つけ部会員に迷惑を掛ける行為のあった場合は推進委員会の議を得て除名することが出来る。

附 則

第19条 この規約は平成22年7月9日より施行する。

一部改正 平成25年4月 1日

一部改正 令和 元年6月28日

一部改正 令和 6年7月 9日